

「1つの世界共和国」と世界市民社会

—— カント『永久平和のために』(1795年)の確定条項を手掛かりに——

西 田 雅 弘

はじめに

市民社会論の哲学的古典として、ヘーゲル『法の哲学』(1821年)にはゆるぎない評価がある。ヘーゲルは、プロイセン近代市民社会の形成を目の当たりにしつつ、当時隆盛であった古典派経済学の学問的成果⁽¹⁾を背景に、その市民社会論を展開した。これに比較すると、カントの市民社会論は影が薄いようにも見えよう。しかし、両者を同列に扱うのは時代錯誤である。カントの時代のプロイセンにも市場社会の明らかな兆しはすでにあった。カントがアダム・スミスに言及している箇所もないわけではない⁽²⁾。しかしながら、厳密な意味で、法制度上の近代市民社会はカントの時代にはまだ実在しなかったのである。

カント市民社会論の意義は、近代市民社会の形成に先立って、将来予見される市民社会の理想的モデルを提示してみせるところにあった、と見るべきである。そこには、既存の市民社会のあり方に左右されない理想的な特質がある。この点でヘーゲル市民社会論とは対照的であると見ることもできよう。その特質を顕著に示すモデルが「世界市民社会 eine weltbürgerliche Gesellschaft (cosmopolitismus)」(7,331.23)にほかならない。それは、民族国家としての近代国家の概念を凌駕し、カント市民社会論の射程を鮮明に提示する理念である。

『永久平和のために』(以下『平和論』と略記)は、文字通り「永久平和のために」という文脈において、そのための諸条項を提示してみせている。しかも、最終的に人類を徐々に「世界市民的体制」(8,358.28)へ接近させることが念頭に置かれている。したがって、『平和論』の文脈は、同時にカント市民社会論の文脈に重なっており、このテキストはカント市民社会論の重要なテキストの1つとみなされるのである。本稿のねらいは、『平和論』における法的な議論、とりわけ「1つの世界共和国 eine

Weltrepublik」(8,357.14)の概念に着目して、カントの「世界市民社会」の一側面を明らかにするとともに、それが一側面でしかないこと、つまり「世界市民社会」は単に法的なレベルだけの問題ではなくて、さらに道徳的なレベルにも及ぶものであることを示すところにある。

1. 確定条項における3つの法的体制

カントは『平和論』の中で、永久平和のための6つの「暫定条項 Präliminarartikel」と3つの「確定条項 Definitivartikel」を列挙している。永久平和のための最終的決定的な条件は直ちに整備されるわけではない。したがって、それまでの空白を補うために当面の具体的な対応策を提示しておくことは必要不可欠なことである。6つの暫定条項がそれであり、要点を簡潔に整理すると以下ようになる。(8,343.20)

- 第1条項 将来の戦争のための要素を留保した平和締結は平和締結ではない。
- 第2条項 独立国家は他の国家によって取得されてはならない。
- 第3条項 常備軍は全廃されるべきである。
- 第4条項 国債は対外紛争のために発行されてはならない。
- 第5条項 いかなる国家も他の国家に干渉してはならない。
- 第6条項 いかなる国家も将来の信頼を不可能にするような敵対行為をしてはならない。

18世紀末ヨーロッパの国際情勢を背景にしつつ、国家的な思惑を捨象して、つまり「実践的政治家」(8,343.07)の視点ではなくて「理論的政治家」の視点から、理論的にしかも具体的に当面の対応策が提示されていると見ることができよう。しかし、本稿ではこれらの条項についてこれ以上言及しない。たとえ直ちに実現されるものではないにしても、そ

それを整備することが永久平和にとって最終的決定的であるような条件、つまり永久平和のための確定条項を提示することこそが『平和論』の何よりの課題であるはずであり、本稿のねらいからしても、そのような確定条項により重要な論点が含まれていると思われるからである。

戦争の状態から抜け出して平和の状態を確立することは、「自然状態 Naturstand (status naturalis)」(8,348.03) から「法的状态 ein gesetzlicher Zustand」(8,349.05) へ移行することにほかならない。法的状态では、一方は他方に「双方に対して権力を持つ公権 Obrigkeit」(8,349.15) を介して保証が与えられ、当事者双方がこのような状態にいる場合、敵対的に行動してはならないのである。論点は「法的状态」にある。したがって、確定条項ではそのような法的状态としてのすべての法的体制が網羅され、その内容が展開されることになる。この章では、まず3つ確定条項についてカントの論述を整理し、問題点を明確にすることにしよう。

(1) 国家市民法 Staatsbürgerrecht に基づく法的体制

第1確定条項は次のように提示されている。

各国家における市民的体制は共和的であるべきである。(8,349.08)

「共和的体制」(8,350.04) とは、人間としての「自由 Freiheit」、臣下としての「従属 Abhängigkeit」、国家市民としての「平等 Gleichheit」に基づいて設立される体制である。法的外的な「自由」は、他人に対して不正をしなければ何をしてもよい、ということではなくて、「私が同意することができたもの以外のいかなる外的法則にも従わない」(8,350.17) ということである。また、法的外的な「平等」は、「他人を法的に義務づけるには、相互に同じ仕方で義務づけられることが可能である」という法則に、自分も同時に従う」(8,350.19) という国家市民の関係のことである。なお、法的な「従属」は、国家体制一般の概念のうちにすでに含まれている。カントは第1確定条項について、まずこのように述べている。

市民社会の原理については、『理論と実践に関する俗言』(1793年)(以下『理論と実践』と略記)の第二論文において「自由」「平等」「自立 Selbst-

ständigkeit」が挙げられている(8,290.16)。また、『道徳形而上学』(1797年)の法論でも同様の3つの原理が挙げられている(6,314.07)。したがって、それらの議論を念頭に置くと、ここで列挙される3つの原理には、一見、奇異な印象を受けることになろう。しかし、市民社会の原理の解明がここでの主題であるわけではなく、また、これらの記述も脚注での言及に過ぎず、さらに「従属」については説明すら省かれているのである。それゆえに、「自立」への言及がないことを除けば、ここでの議論が『理論と実践』や『道徳形而上学』における議論の内容を逸脱していないこと、この点を確認しておくだけで十分であるように思われる⁽³⁾。むしろ、この共和的体制に相応しいのはどのような政治体制なのか、この点を検討することがここでの主題なのである。

国家は、「支配 Beherrschung の形式 (forma imperii)」(8,352.04) と「統治 Regierung の形式 (forma regiminis)」(8,352.10) によって区分される。「支配の形式」とは、だれが最高の国家権力を所有しているかということであり、それには3つの形式が可能である。つまり、(1)支配権を持つ者がただ一人である「独裁政治 Autokratie」、(2)互いに結合した幾人かである「貴族政治 Aristokratie」、(3)市民社会を形成するすべての人である「民主政治 Demokratie」、である。また「統治の形式」とは、国家がその絶対的権力を行使する仕方に関するものであり、それには2つの形式がある。執行権(統治)と立法権を分離するのが「共和制 Republikanism」であり、両者を分離せず、自ら立法した法律を国家が自分勝手に執行するのが「専制 Despotism」である。後者の場合、公的意志とは統治者の私的意志にほかならない。

さて、共和的体制は、少なくとも民主政治によっては実現され得ない、とカントは見ている。民主政治は必然的に専制にならざるを得ないからである。つまり、民主政治では、たとえ1人が同意しなくても、すべての人がすべての人に関して決議するという執行権が成り立つことになり、このことは「普遍的意志」や「自由」に矛盾することになるからである。では、共和的体制を実現できる政治体制はどのようなものであろうか。カントは次のように考えている。「国家権力を握る人(支配者の数)が少なければ少ないほど、また国家権力の代表者 Representation が多ければ多いほど、それだけいっそう

国家体制は共和制の可能性に合致し、徐々の改革 *allmähliche Reformen* によってついに共和制に高まることを望むことができる」(8,353.02)。「代議制 *das repräsentative System*」(8,353.12)を前提にして初めて共和的体制は可能になるのである。民主政治はすべての人が君主であろうとするので、この制度を受け入れることができない。君主政治 *Monarchie* も貴族政治も専制への余地を残している限り欠陥がないとは言えないが、しかし、少なくともそれらが代議制を受け入れることは可能である。したがって、カントによれば、共和的体制の実現を期待することのできる政治体制は、「代議制」ともなった「君主政治」にほかならないことになる。共和的体制はその政治体制の下で「徐々の改革」によって実現されていくものなのである。

カントの論述からは、民主政治に対する嫌悪さえ感じられる。だからといって、それを時代に逆行する保守的・反動的なカントの政治姿勢の現れと見ることは適切ではない。隣国フランスが陥っている市民革命の凄まじい混乱を同時代人として目の当たりにするとき、自国の市民社会ではそのような事態を回避したいと考えるのはごく自然なことであろう。プロイセンの歴史的現状を背景にしつつ、カントは将来の市民社会を見通しているのである。「国家の最高の僕」(8,352.33)を自認する君主の下での緩やかな改革に期待を寄せるカントの姿勢は、むしろ緻密な現状分析に裏打ちされた現実感覚の現れと見ることもできよう。カントのこの見通しの通りに、やがてプロイセンは「カント学派官僚⁽⁴⁾」と呼ばれる人たちによってシュタイン・ハルデンベルクの改革を、つまりいわゆる「上から」の近代化を推進することになるのである。

(2) 国際法 *Völkerrecht* に基づく法的体制

第2確定条項は次のように提示されている。

国際法は自由な諸国家の連盟 *Föderalism* に基礎づけられるべきである。(8,354.02)

「国家としての民族は、個人のように判断され得る」(8,354.03)。国家と個人を平行的に考えることによって、前節の「国家市民法に基づく法的体制」の発想が国際関係にもそのまま適用されることになる。すでに見たように、「自然状態」にある諸個人は「双方に対して権力を持つ公権」を設定すること

によって「法的状態」としての市民的体制へと移行し、そのことによって各人の権利と安全を保証することができた。まったく同様に、諸国家も未開な無法則的自由を放棄し、公的な強制法則に服従することによって、あらゆる民族を包括する「国際国家 *Völkerstaat (civitas gentium)*」(8,357.10)を形成することができれば、もはや国家間の戦争状態は解消されることになる。市民的体制が「共和制」を目指したことを念頭におけば、諸国家のそのような法的体制は「1つの世界共和国」になるはずである。カント自身、戦争による権利主張という無法状態から脱出するには、「理性によれば」(8,357.05)この方法しかないと言明している。しかし、それにもかかわらず、第2確定条項はこのことには触れないで「連盟」の形成を提唱する。いったいどうしてなのだろうか。

カントが、国際問題解決の決定打として「1つの世界共和国」を積極的に提唱しないのはなぜか。それは、諸国家がそのことを決して望まないからである。諸国家は、いずれも国家としてすでに国内に法的体制を整えており、より拡大された法的体制の下に入るよう強制されてもこれに応じようとはしないのである。ある国家は次のように言う。たしかにわが国と他国との間に戦争はあるべきではない、しかしわが国はわが国の権利を保証するような「最高の立法権」(8,356.29)を認めない、と。つまり諸国家は「一般命題としては *in thesi* 正しいことを、個々の場合に関しては *in hypothesi* 否認する」(8,357.12)のである。これが、国際関係に関するカントの現実認識である。

より高次の「国際国家」に自国の立法権、統治権、裁判権を移譲することを決して諸国家が受け入れないとすれば、残された道は、既存の権利をそのまま承認した上で、「国際連盟 *Völkerbund*」(8,354.08)を形成することしかないであろう。平和状態は、やはり何らかの諸国家相互の「契約」(8,356.05)がなければ保証されないからである。これは「平和連盟 *Friedensbund (foedus pacificum)*」と名付けられる特殊な連盟であり、権利の獲得を目指すのではなく、連盟する諸国家の自由の維持と保証を目指すものであり、諸国家は公的な法的強制に服従する必要はないのである。このようにして、「1つの世界共和国」という積極的理念の代わりに「連盟」という「消極的代用物 *das negative Surrogat*」(8,357.15)が提唱されることになるのであ

る。

前節の「国家市民法に基づく法的体制」の論述に比較すると、この節の論述は後退している印象を拭いきれない。「国際法に基づく法的体制」は、法的強制への服従によって確立される確固としたものではなくて、諸国家相互の契約としての「連盟」に基づくものにほかならないからである。しかし、われわれは、むしろこの点にカントの現実的洞察を見るべきではなかろうか。現実を顧みずいくら高尚な理念を主張しても、それはまさしく空虚な空論にすぎないであろう。ところで、本稿の論旨からすれば、「世界市民社会」の概念は、近代国家の概念を凌駕しカント市民社会論の射程を明示するはずのものであった。ところが、この節の議論によれば、その「世界市民社会」に重なると思われた「1つの世界共和国」の理念は「国際連盟」という消極的代用物に取って代わられてしまう。われわれは、カントの「世界市民社会」をどのように理解すればよいのだろうか。この点について、次節の議論を踏まえた上で、次章で検討することにしよう。

(3) 世界市民法 *Weltbürgerrecht* に基づく法的体制

第3確定条項は次のように提示されている。

世界市民法は普遍的な友好 *Hospitalität* という条件に制限されるべきである。(8,357.20)

「友好」の権利とは、他国人の土地に到着した際に敵として取り扱われないという外国人の権利である。これは「自然法」(8,358.22)に基づくものである。もちろん入国を拒絶することもできるが、その外国人が平和的に振る舞っている限り、敵として応対してはいけないのである。すべての人間は「地球表面の共同的所有の権利」(8,358.09)を持っていると考えることができる。しかも人間は、球面としての地球表面を無限に分散していくことはできないので、結局は互いに並存することになる。したがって、歓迎を要求する「賓客の権利」(8,358.05)とまではいかななくても、少なくとも相互に交流を申し出る「訪問の権利」(8,358.07)はあると考えられる。このような友好の権利によって、人類は最終的にますます「世界市民的体制」(8,358.28)に接近することができるのである。カントは、第3確定条項についてこのように述べている。

本稿の論旨からすれば、この節の「世界市民法に基づく法的体制」こそがカントの「世界市民社会」の核心的内実を提示するもののように期待されていたかもしれない。国際法の議論において積極的には提唱されなかった「1つの世界共和国」の理念が、この「世界市民法」に基づいて声高に提唱されるかのように。しかし、世界市民法についてのカントの論述は、前節の国際法の論述よりもさらにいっそう限定的である。それは、地球規模で法的体制を確立しようという議論ではなくて、むしろ逆に、そのような議論に制限を加えようという主旨である。近代国家の概念を凌駕するはずのカントの「世界市民社会」は、われわれの期待にもかかわらず雲散霧消してしまうのであろうか。

1つの突破口を見出すことができるかもしれない。第3確定条項に関する論述の冒頭で次のように述べられている。「ここでは、以前の条項と同様に、博愛 *Philanthropie* についてではなく、権利 *Recht* について述べられる」(8,357.22)。『平和論』のこれまでの論述は、あくまでも法的な「権利」にかかわる議論であった。法的な議論では「1つの世界共和国」は「国際連盟」にその席を譲らねばならなかった。しかし、この一文は「世界市民社会」が必ずしも法的な権利の議論だけに尽きるのではないことを予想させる。『平和論』には明示されていない別の議論のレベルがあるのではないか。次章でこの点を検討することにしよう。

2. カント世界市民社会論の重層的構造

カントの世界市民社会論には、法的な議論のレベルのほかに別の議論のレベルがあるのではないか。前章の最後に言及した一文は、そのことを想定しているように見える。また、これまでの本稿の考察で明らかになった、法的体制における「世界市民社会」の消極的性格は、むしろどこか他所に積極的な世界市民社会論が存在することを予想させないだろうか。カント自身は世界市民社会論をそれだけで展開しているわけではないが、全著作を見渡すといくつかの箇所「世界市民社会」への言及が散見される。本章では、*Weltbürger* (*Kosmopolit*) の概念を手掛かりにして、この概念が登場する箇所を広範な視野の下で網羅的に検証し、そのことによってカント世界市民社会論の重層的構造の解明への第一歩としたい⁽⁵⁾。

(1) 法的体制の文脈における世界市民社会

これまでの本稿の考察では、「1つの世界共和国」が「世界市民社会」であることを暗黙のうちに前提していた。『平和論』には明確な記述がなかったのである。しかし、カントの全著作に視野を広げると、その曖昧さは容易に解消される。たとえば、『判断力批判』（1790年）の「目的論的判断力の方法論」には次のような記述がある。

それにもかかわらず、この市民社会のためには、たとえ人間が市民社会を見出すほど十分に思慮深く、そしてその強制によるこんで服従するほど十分に賢明であるにしても、さらに世界市民的全体 ein weltbürgerliches Ganzeが、すなわち相互に敵意を持つ危険のあるすべての国家の1つの体系 ein System aller Staatenが必要となろう。(5,432.35)

カントは、「すべての国家の1つの体系」を「世界市民的全体」と見ている。「すべての国家の1つの体系」とは、あらゆる民族を包括する「国際国家」のことであり、すなわち「1つの世界共和国」にほかならない。国家に関する法的な議論において、たしかに「1つの世界共和国」が「世界市民社会」とみなされている。カント世界市民社会論に少なくともこのような理解があることは明らかであろう。

上記の『判断力批判』では、引用箇所が続いて「この世界市民的全体が欠ければ、戦争は不可避である」(5,432.37)とも述べられている。しかし、すでに見たように『平和論』において「1つの世界共和国」の役割は消極的であった。『理論と実践』の第三論文「国際法における理論と実践の関係について」では、その理由がさらに詳しく展開されている。

諸国家が相互に侵略し征服しようとする絶え間ない戦争から生じる困窮は、最終的には諸国家を次のことへと向かわせるにちがいない。つまり、渋々ながらですら世界市民的体制へともたらずか、あるいは、(超大国の存在が多くの場合そうであったように) 普遍的な平和の状態は、それが恐るべき専制をともなうがゆえに、自由の別の側面においてよりいっそう危険であるとすれば、戦

争による困窮は、諸国家を次のような状態へと強いるにちがいない。すなわち、たしかに一人の元首の下での世界市民的公共体ではないにしても、共同的に協定された国際法に従う連盟 Föderation という法的状態へ、である。(8,310.34)

われわれはここで、並ぶもののない強力な軍事力を背景に全盛期のおよそ200年間戦争すら生じさせなかった「ローマの平和 Pax Romana」を想起すればよからう。「一人の元首」が世界中を支配する「世界市民的公共体」の状態は、歴史が教えるように、多くの場合「恐るべき専制」をともなうものであった。世界市民的体制はそういう危険性を含んでいる。このように考えれば、「1つの世界共和国」の代わりに「国際連盟」という代用物を提唱するカントの意図がいっそう明白になるのではなかろうか。

法的体制の文脈において積極的な意義を付与したい「世界市民社会」とは、いったいどのような性格の概念なのか。『実用的見地における人間学』（1798年）では次のように述べられている。

世界市民社会のようなそれ自身到達され得ない理念は、構成的な原理 konstitutives Prinzip (人間のきわめて生き生きとした作用と反作用のまっただ中にある平和の期待)ではなくて、単に統制的な原理 regulatives Prinzip にすぎない。すなわち、それを目指す自然的性癖があるという根拠のある推測がまんざらでもないような、人類の使命としての理念を熱心に追究するための統制的な原理にすぎないのである。(7,331.25)

「世界市民社会」は到達され得ない理念であり、平和概念のような「構成的な原理」ではなくて、人類の使命を目指すための「統制的な原理」にすぎないのである。カントはこのように考えている。それゆえに、国際法に基づく国際関係を論じようとするとき、「1つの世界共和国」は「国際連盟」にその席を譲らなければならなかった。統制的な原理であるはずの「世界市民社会」が法的体制としてこの世に実現されようとする、と、「ローマの平和」のような「恐るべき専制」が出現することにもなりかねないからである。

『理論と実践』『平和論』『道徳形而上学』など、もっぱら法的体制の文脈において言及される「世界

市民社会」は、おおよそ以上のようなものであると見ることができよう。しかしながら、Weltbürger (Kosmopolit) の概念が登場するのは必ずしもこのような文脈だけとは限らない。

(2) 法的体制とは異なる文脈での世界市民社会

『世界市民的見地における普遍史の理念』(1784年)の第8命題では次のように述べられている。

このことは、改良のための多くの革命の後で、最後には、自然が最高の意図として持つもの、つまり普遍的な世界市民的状態が、人類 Menschengattung の一切の根源的素質がそのうちで展開される母胎として将来いつか成立するであろうという希望を与える。(8,028.32)

「世界市民的状態」は、自然の最高の意図として、また人類のすべての根源的素質が展開する母胎としてみなされている。これは明らかに法的体制の文脈とは異なるものであろう。さらに、たとえば以下のような表現の箇所を挙げることもできる。

世界市民的 kosmopolitisch な考察において(人類全体の幸福に関して、しかも人類が未来の子孫の系列においてこの幸福へと前進していると考えられる限りで)……。 (8,277.35)

世界市民的 kosmopolitisch に結合された1つの体系としての人類 Gattung のうちにあり、またそれを目指す地上市民 Erdbürger の前進する有機体によってのみ……。 (7,333.09)

人間は、自らの企てにおいて、動物のように単に本能に従ってのみ振る舞うのでもなければ、理性的な世界市民 vernünftige Weltbürger のように取り決められた計画に従って全体で振る舞うのでもない。(8,017.27)

ここに登場する「世界市民」の概念は、「自然の意図」という目的論的文脈にかかわって、個人的な市民あるいは「地上市民」を超えた「人類」の意味合いを持つもののように思われる。しかも「理性的な世界市民」に至っては、「動物」と同じように「人間」に対立する概念としてすら位置づけられている。

ところで、『単なる理性の限界内の宗教』(1793年)(以下『宗教論』と略記)の第四論文では「正餐式 Communion」の説明の中に次のような記述が見出される。

この儀式は、何か大いなるものを含んでおり、すなわち、とりわけ宗教の事柄における人々の偏狭で利己的な協調性のない考え方を、世界市民的な道徳的共同体という理念にまで拡大するようなものを含んでおり、この理念の下で表象される兄弟愛という道徳的心情をへと会衆を鼓舞するよい手段なのである。(6,199.35)

世界市民的な共同体は「道徳的共同体」であり、この理念の下で「兄弟愛」としての「道徳的心情」が鼓舞される。この「兄弟愛」という言葉は、『平和論』の第3確定条項の箇所で見えた「博愛」を思い出させるであろう。そこでは「権利」とは別にさらに「博愛」が想定されていた。また、『理論と実践』の第三論文の副題には「博愛的、すなわち世界市民的」(8,307.03)という表記さえ見られる。『教育学』には、「他人に対する人間愛と世界市民的な心情」(9,499.19)などの記述もある。これらの箇所もまた法的体制の文脈とは異なるものと見てよからう⁽⁶⁾。『論理学』におけるカント哲学の有名な4つの問い、1)私は何を知ることができるか、2)私は何をなすべきか、3)私は何を望んでよいか、4)人間とは何か、これらの問いが「世界市民的な意義」(9,025.01)にかかわっていたことも看過されてはならない。

結びにかえて

たしかにカントが「1つの世界共和国」のことを世界市民社会と見ている箇所もある。しかし、カント世界市民社会論の内実はそれだけではない。法的体制としての世界市民社会の消極的な性格は、他方に積極的な世界市民社会論を予想させる。「博愛」の概念はそのような世界市民社会論のキーワードとなるのではないか。『宗教論』における「倫理的市民社会」と「法的市民社会」の区別(6,094.28)、および『学部争い』(1798年)における「可想的共和国 respublica noumenon」と「現象的共和国 respublica phaenomenon」の区別(7,091.03)などは、この重層的構造を裏付ける重要な区別となるの

ではなかろうか。しかし、いまや本稿の紙幅は尽きようとしている。これに続く論及は、もはや別の機会に譲らなければならない。カント世界市民社会論の重層的構造の解明はその緒についたばかりである。

注

(1) ヘーゲル『法の哲学』には、スミス (A. Smith, 1723-1790), セー (J. B. Say, 1767-1832), リカード (D. Ricardo, 1772-1832) の名前が挙がっている。G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts. G. W. F. Hegel Werke (Suhrkamp Verlag, 1970) Bd.7, S.347.

(2) たとえば『道徳形而上学』法論の第1部私法の§31のうち、「I貨幣とは何か?」の箇所(6,289.12)にアダム・スミスからの引用がある。また、『人間学』のある箇所(7,209.27)にもアダム・スミスへの言及がある。

カントの著作からの引用は、すべてアカデミー版カント全集に依拠し、引用箇所を6桁の数字で本文中に示す。カンマで区切った最初の1桁が巻数、次の3桁がページ数、最後の2桁が行数である。たとえばこの注の上記の箇所(6,289.12)は、第6巻、289ページの12行を示している。引用箇所が複数行に渡る場合は、最初の行のみを示す。また、引用文中のゲシュペルト体には傍点を付ける。

(3) 『理論と実践』の第二論文では、「自由」「平等」「自立」について次のように述べられている。(1)人間としての「自由」とは、他人の自由を侵害しない限りで自己幸福を追究することができる自由、(2)臣下としての「平等」とは、①各人が相互に対等に同等の強制権を持っているという意味での平等、②元首に対してその臣下として平等に強制権に服従するという意味での平等、さらに、③臣下にふさわしい限りでの身分取得の平等、(3)市民としての「自立」とは、自ら生計を立てるための財産(自分のもの)を所有していること、である。

また、『道徳形而上学』の法論では、次の3つが挙げられている。(1)自分が賛成した法則以外のいかなる

法則にも服従しない法則的自由、(2)相手が自分を拘束するのと同様に自分も相手を拘束するという、そういう相手だけを認め、いかなる上位者も認めない市民的平等、(3)他人の意志ではなく、公共体の成員として自分自身の権利と力によって自分の現存と維持を獲得する市民的自立、である。

これらの記述に比較すると、『平和論』における「自由」は『道徳形而上学』の「法則的自由」に、「平等」は『理論と実践』の「平等①」および『道徳形而上学』の「市民的平等」に、そして「従属」は『理論と実践』の「平等②」に、それぞれ重なっているように思われる。したがって、『平和論』の記述は『理論と実践』や『道徳形而上学』における議論の内容を逸脱するものではない、と考えて差し支えなからう。

なお、カントにおける市民社会の原理については、拙稿「カント市民社会論における「自由」「平等」「自立」——『理論と実践に関する俗言』(1793年)の第二論文に基づいて——」(『下関市立大学論集』第45巻第2号, pp.81-89, 2001年9月)を参照いただきたい。

(4) 上山安敏『ドイツ官僚制成立論』有斐閣, 1964年, 315ページ以下。

(5) KANT-KONKORDANZ 10Bde.(Olms-Weidmann, 1992-95)を手掛かりにした。アカデミー版カント全集の第1巻から第9巻までの範囲で, Weltbürger と Kosmopolit, およびそれらに関連する派生語を含めた50件の箇所について, 出版年順の著作ごとに整理したものが「別表」である。KONKORDANZでは, アルファベット順, 巻・ページ・行順に羅列されている。本章の論述は, これらすべての箇所について逐一検討を加えた結果に基づいている。

(6) 「博愛」と訳されるドイツ語の Philanthropie は, ギリシア語に由来し, 元来 *φίλος* + *άνθρωπος* (人間愛) を意味する語である。したがって, これが「兄弟愛 die brüderliche Liebe」「人間愛 Menschenliebe」などの概念に重なっていることは容易に理解されよう。

〔付記〕本稿は, 平成14年度下関市立大学特定奨励研究費による研究成果の一部である。

(別表)

アカデミー版カント全集 (I-IX) における Weltbürger (Kosmopolit) の関連箇所
—KANT-KONKORDANZ 10Bde. (Olms-Weidmann, 1992-95) による—

Beobachtungen über das Gefühl des Schönen und Erhabenen. (1764)
2,256.21 Weltbürgers
Träume eines Geistersehers. (1766)
2,363.33 Weltbürger
Aufsätze, das Philanthropin betreffend. (1776-77)
2,447.24 Weltbürger/2,447.27 Kosmopoliten/2,451.02 Weltbürgers
Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht. (1784)
8,015.04 weltbürgerlicher/8,017.28 Weltbürger/8,026.10 weltbürgerlichen/ 8,028.34 weltbürgerlicher/8,031.04 weltbürgerlicher
Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung? (1784)
8,037.23 Weltbürgergesellschaft
Kritik der Urteilskraft. (1790)
5,316.02 weltbürgerlicher/5,432.35 weltbürgerliche
Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft. (1793)
6,164.37 weltbürgerlichen/6,199.37 weltbürgerlichen
Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis. (1793)
8,277.26 Weltbürger/8,277.35 kosmopolitischer/8,307.03 kosmopolitischer/ 8,307.32 weltbürgerliche/8,310.36 weltbürgerliche/8,311.04 weltbürgerliches/ 8,313.20 kosmopolitischer
Zum ewigen Frieden. (1795)
8,349.31 Weltbürgerrecht/8,357.20 Weltbürgerrecht/8,358.28 weltbürgerlichen/ 8,360.04 Weltbürgerrechts/8,365.28 weltbürgerlichen/8,368.04 Weltbürgerrechts/ 8,371.32 Weltbürgerrecht/8,372.20 weltbürgerlichen/8,377.13 Weltbürgerrechts/ 8,384.27 Weltbürgerrecht
Die Metaphysik der Sitten. (1797)
6,210.29 Weltbürgerrecht/6,281.09 Weltbürger/6,311.25 Weltbürgerrechts/ 6,352.04 Weltbürgerrecht/6,352.24 weltbürgerliche/6,473.21 weltbürgerlichen
Der Streit der Fakultäten. (1798)
7,092.04 weltbürgerlichen
Anthropologie in pragmatischer Hinsicht abgefaßt. (1798)
7,120.05 Weltbürgers/7,120.22 Weltbürger/7,130.14 Weltbürger/7,316.35 Weltbürger/ 7,318.19 Kosmopolit/7,325.21 Weltbürger/7,331.23 weltbürgerliche/7,333.09 kosmopolitisch
Logik. (1800)
9,025.01 weltbürgerlichen
Pädagogik. (1803)
9,448.07 kosmopolitisch/9,499.19 weltbürgerlich